

北本市危険ブロック塀等除却事業補助金の申請から交付までの流れ

- 1 市への事前相談
- 2 「補助金交付申請書（様式１号）」に必要書類を添付して提出してください。
- 3 申請書類を審査して適合すると認められると「補助金交付決定通知書（様式２号）」を通知します。この通知を受けた後に、除却工事に着手してください。
- 4 除却の工事が完了したときに、「除却事業完了報告書（様式５号）」に工事写真、契約書及び領収書の写しを添えて提出してください。（補助金の交付の決定があった年度の１月３１日までに提出が必要です。）
- 5 完了報告書を審査して適合すると認められると「補助金額確定通知書（様式６号）」を申請者に通知します。
- 6 補助金の交付を受けるため「補助金交付請求書（様式７号）」に前述の通知書の写しを添えて提出してください。（補助金額確定通知受領から３０日以内又は当該年度の３月１０日のいずれか早い日までに提出が必要です。）
- 7 補助金交付（振り込み）



危険ブロック塀等除却事業補助金 チェックリスト

◎チェック項目…全て○の場合に補助対象となります

項目	補助の条件	○×	備考
Ⅰ. 申請者、除却工事業者について			
①申請者の条件	(土地・建物)の(所有者・管理者)である。 ※市税の滞納を調査します		
②除却工事の業者の条件	市内業者に委託して工事を行うこと		見積書、契約書、領収書の写しの添付
Ⅱ. ブロック塀等について			
①ブロック塀その他これらに類する塀であること	(コンクリートブロック造・石造、その他組積造・万年塀)である		
②公衆用道路等に面していること	建築基準法第 条第 項第 号、その他 ()		建築開発課で確認してください
③危険ブロックであること	(法に適合していない・高さが0.8m以上)である		
④除却の種類	(全部除却・一部除却)である		道路内に存する塀等は全部除却すること
一部除却の場合、残存する塀は安全か	(道路から高さ0.6m以下・構造基準等に適合・その他)にする。		
Ⅲ. 敷地、申請条件等について			
①申請前に除却工事に着手していないこと	工事に着手していない		
②道路に面する危険ブロック塀等を除却すること	全て対象としている		
③建築敷地の場合は建築物の確認申請があること	確認申請がある		確認済証等の写しの添付
④土地又は建物の販売目的でないこと	販売目的ではない		
⑤除却後の塀等の築造の有無	(築造しない・築造する)		
塀等を築造する場合は、安全、適法であること	塀等の種類() 構造規定等に適合している 道路後退用地に築造しない		塀等の築造計画図面を添付